

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

「核兵器の
ない世界」の
枠組みへの道

日本も約束したNPT合意から 北東アジア非核地帯条約を見る —1999年国連報告に照らして

5月のNPT再検討会議において、日本を含むすべての国が「核兵器のない世界」の枠組みを確立するために特別の努力を払うと約束した。そのような努力の不可欠の一つが安全保障政策における核兵器の役割を低減することであり、非核兵器地帯はそのために日本が取り組むべき論理的かつ現実的な道である。それを念頭に置きつつ、北東アジア非核地帯案を国連基礎文書(1999年)のもとに点検する。

「非核世界へ全ての国の特別の努力」

「核兵器禁止条約」推進の道は一本道ではない。それぞれの国や団体によってアプローチの方法は変わって来るだろう。日本政府の現状を見ると、NPT再検討会議の勧告文書を活用して、日本政府をどのような道に導き入れるか、という発想が私たちには必要になる。

本誌でも強調したように、今回のNPT行動勧告の重要な柱の一つは、「核兵器禁止条約の交渉の必要性に留意」したことであった。NPT史上初めての前進であった。その勧告の論理構造を確認するために、当該部分を改めて引用しよう。

「会議は、**核兵器のない世界を実現、維持する上で必要な枠組みを確立すべく、すべての加盟国が特別な努力を払うことの必要性を強調する。**会議は、国連事務総長による核軍縮のための5項目提案、とりわけ同提案が強固な検証システムに裏打ちされた、核兵器禁止条約についての交渉、あるいは相互に補強しあう別々の条約の枠組みに関する合意、の検討を提案したことに留意する。」(行動勧告B「核兵器の軍縮」iii)

つまり、この文章の根本は、全ての国が「<核兵器のない世界>を実現、維持するのに必要な枠組みを確立するために特別な努力を払うことが必要だ」という合意にある。そして、国連事務総長の5項目提案などはその具体策として留意されている。核兵器禁止条約への準備を開始することは多くのNGO共通の運動戦略であり、言うまでもなく重要であるが、準備のための筋道をどう描くかが、いま私たちが直面している問題である。

非核地帯の位置づけ

筆者の一人(梅林)は、9月14日～15日に中堅国家構想と(MPI)とスイス政府が共催する核軍縮会議(ジュネーブ)に参加してきたが、核兵器禁止条約への準備過程に関して多様な議論に接することが出来た。同志国家とNGOの話し合いの場を実現するために動こうとするNGOがある。また、下からの世論形成によって各国政府に「核兵器禁止条約」の必要性を説得するキャンペーンの必要を力説するNGOがある。また、国内法の積み重ねによって「核兵器のない世界」の要素を固めるアプローチの可能性も強調された。これらはすべて対立するものではなく補完し合うものである。

日本の場合、現政権が核兵器禁止条約のための同志国家として名乗りを上げる状態にはないという認識で多くの人是一致的にしているだろう。そのネックとなっているのが、当面は「米国の核の傘が必要だ」という旧態依然たる安全保障観

今号の内容

北東ア非核兵器地帯と99年国連文書

<資料>国連軍縮委員会報告(抜粋訳)

「核兵器解体検証」に挑戦する

—英・ノルウェー

新「安防懇報告」を読む

【連載】被爆地の一角から(49)

6か国協議の再開を急げ 土山秀夫

【資料】地域の関係国間の自由意志による体制に基づく非核兵器地帯の設立 (抜粋)

国連軍縮委員会 1999年4月30日

A. 一般的概観

1. 近年の、とりわけ軍縮と不拡散の分野における国際関係の進展は、現存する非核兵器地帯を強化し、また、関係する地域国家間における自由意志による協定に基づき、そのような地帯の重要性に対するよりよい理解に向かって、新しい非核兵器地帯を設立する努力を増大させてきた。

2. 国連総会の第10回特別総会の最終文書は、関係する地域国家間における自由意志による合意あるいは協定に基づく非核兵器地帯の設立、これらの合意あるいは協定の完全な遵守、したがってその地帯が核兵器から真に自由であることの保証、そして核兵器国によるそうした地帯の尊重は、重要な軍縮のための手段を構成する、と述べた。

3~4. (略)

5. 非核兵器地帯はグローバルな戦略環境において次第に例外的なものではなくなってきた。現在までに、現存する非核兵器地帯を設立する諸条約に107カ国が署名または加盟している。南極大陸—南極条約にしたがって非武装化された—を加えて、非核兵器地帯は今や地球上の全人口の50パーセント以上をカバーしている。

B. 目標及び目的

6. 広く認識されてきたように、非核兵器地帯はその目標として、国際的な核不拡散体

制の強化、核軍縮の達成、そして、核兵器の廃絶と、さらに大きく言えば、厳格で効果的な国際的管理の下における全般的で完全な軍縮という究極の目標を達成しようとするグローバルな努力に対して、重要な貢献をしてきたし、現在もし続けている。

7. それぞれの非核兵器地帯は、関係する地域の特定の事情の産物であり、異なった地域における状況の多様性を強く反映している。その上、非核兵器地帯の設立はダイナミックな過程である。現存する非核兵器地帯の経験は、これらが静的な構造ではないということ、そしてまた、異なった地域の状況の多様性にも関わらず、関係する地域国家間における自由意志による協定に基づく非核兵器地帯の設立の実現可能性を強調している、ということを示している。

8. 非核兵器地帯は、そのような地帯に属する諸国家の安全保障を強化するのに役立つ。

9. 非核兵器地帯は、地域の平和と安全保障を強化し、その延長上に国際的な平和と安全保障を強化するという最も重要な目的に貢献する重要な軍縮手段である。それらはまた、重要な地域的信頼構築の手段であると考えられる。

10~11. (略)

12. 非核兵器地帯は、核兵器の入手を慎み、国際原子力機関(IAEA)によって設立された保障措置にしたがって核エネルギーを平和目的のためだけに開発し使用するという、核不拡散条約加盟の非核兵器国の核不拡散義務をかなり強化し、増進する。

13. (略)

14. 非核兵器地帯条約の関連議定書への署名と批准によって、核兵器国はそうした地

帯の地位を尊重し、そうした条約の加盟国に対して核兵器の使用もしくは使用の威嚇を行わないという法的拘束力のある誓約に同意する。

15~17. (略)

C. 原則と指針

18. 以下に示される原則と指針は、非核兵器地帯の発展の現段階において一般に受け入れられている考え方の網羅的とは言えないリストにすぎないと見なすべきものであり、また、現在の慣行や入手可能な経験に基づいている。それは、非核兵器地帯を設立するプロセスがこれらの各原則や指針の調和的な履行の余地を与えるものになることを念頭に置いている。

19. 非核兵器地帯の設立は、目的の多様性と矛盾しない。国際的な不拡散体制の強化と地域のおよび世界的な平和と安全保障に対する非核兵器地帯の重要な貢献はあまねく認められてきている。

20. 非核兵器地帯は、当該地域の諸国家間で自由に締結された協定に基づいて設立されるべきである。

21. 非核兵器地帯を設立しようとするイニシアティブは、排他的に、関係する地域内の諸国から発するべきであり、その地域の全ての諸国によって追求されるべきである。

22~23. (略)

24. 非核兵器地帯の地位は、その地帯を設立した条約の全加盟国と地域外部の諸国とによって尊重されるべきである。地域外部の諸国には、そのような地帯が最大限の効果を発揮するためにその協力と支持が不可欠な全ての諸国、とりわけ、核兵器国

である。

したがって、安全保障政策としての非核兵器地帯について政治家の理解を深めることが、日本において「核兵器禁止条約」を準備する重要なアプローチであるに違いない。幸い、岡田外務大臣が「安全保障における核兵器の役割を低減する」という第一歩の課題を打ち出した。これは、非核兵器地帯の設立につながることの出来る議論である。

この方向性は、オバマ政権の「核態勢見直し(NPR)」においても打ち出され、5月のNPT再検討会議においてクリントン国務長官が、非核兵器地帯を尊重する具体策を打ち出したことにもつながっている。

NPTの文脈において「北東アジア非核兵器地帯」が論じられることを想定するとき、北東アジアの(3+3)条約構想が、非核兵器地帯に関する国連の基本文書とどのような関係にあるかを検討しておく必要があるだろう。

1999年国連文書

非核兵器地帯は歴史的に変遷している。たとえば、従来成立してきた5つの非核兵器地帯と違って、これからの非核兵器地帯は何らかの形で核兵器との関わりを持ってきた国が関係する場合が多いだろうとし、それらを「第2世代の非核兵器地帯」と呼ぶ呼び方がある¹。したがって、核兵器地帯に関する国連の基本文書もそのような歴史的な文脈の中で読む必要がある。

ここでいう基本文書とは1999年4月30日の国連軍縮委員会(UNDC)報告書「地域の関係国間の自由意志による体制に

基づく非核兵器地帯の設立」(以下「報告書」)である。1978年に開かれた第1回国連軍縮特別総会(第10回特別総会)において、国連総会の補助機関としてUNDCが設立された²が、UNDCは97年~99年に非核地帯の意義を検討し上記の報告書を作成した。これが、今日のNPT合意文書や国連関係文書にも、しばしば引用される非核兵器地帯に関する国連の基本文書となっている(資料に抄訳)³。

本「報告書」のもっとも重要なメッセージは、地域の多様な政治的文脈や特質に合わせて非核兵器地帯が多様な形をとりうることを強調している点であろう。「それぞれの非核兵器地帯は、関係する地域の特定の事情の産物であり、異なった地域における状況の多様性を強く反映している。その上、非核兵器地帯の設立はダイナミックな過程である」(第7文節)。

したがって、「報告書」が示している非核兵器地帯の原則や指針も「非核兵器地帯の発展の現段階において一般に受け入れられている考え方の網羅的とは言えないリストにすぎないと見なすべきものであり、また、現在の慣行や入手可能な経験に基づいている」(第18文節)と述べているように、指針は金科玉条ではない。

たとえば、3+3構想は、非核兵器国が地理的な非核兵器地帯を形成するのは当然であるが、核兵器国は議定書ではなく条約本体の締約国となる構想を持っている。これは報告書の指針(第14文節)と異なる。また、核兵器搭載艦船・航空機の寄港・領域通過問題に関しては、事前協議制や一律禁止を視野に入れて条約案が提案されているが、それは日本に

と、もしあるならば、そこに領域を持つ国家、あるいは当該地帯内部にある領域に国際的に責任を負っている国家が含まれる。

25. 条約に対する関連議定書への核兵器国の署名と批准を促進するために、非核兵器地帯を設立するそれぞれの条約と関連議定書の交渉において、核兵器国との協議がなされるべきである。この議定書を通じて、核兵器国はそうした地帯の地位を尊重し、そうした条約の加盟国に対して核兵器の使用もしくは使用の威嚇を行わないという法的拘束力のある誓約に同意する。

26. (略)

27. この地帯を設立するプロセスは、当該地域の関連する全ての諸特質を考慮に入れるべきである。

28. (略)

29. 非核兵器地帯を設立する条約の全加盟国の義務は明確に定義され、法的拘束力があるべきであり、加盟国はそのような合意を完全に遵守すべきである。

30. 非核兵器地帯に関連する諸協定は、国連海洋法条約を含む、国際法の諸原則と諸規則に一致したものであるべきである。

31. 国際的な航行のために使用される無害通航、群島航路帯通航もしくは海峡の通過通航の諸権利は完全に保障されているが、地帯の目的と目標を侵害することなく主権を行使する非核兵器地帯の加盟国は、その港湾や飛行場への外国艦船や航空機の寄港、外国の航空機による領空の通過、外国艦船による領海、国際的な航行に使用されている群島水域あるいは海峡の内部またはこれを通過する航行を許可するかどうかについて決定する自由を保持している。

32. (略)

33. 非核兵器地帯は、条約加盟国による、あらゆる目的のためのあらゆるタイプの核爆発装置の開発、製造、管理、保有、実験、配置及び輸送の効果的な禁止を提供すべきであり、そしてまた、条約加盟国が地帯内において他のあらゆる国家による核爆発装置の配置をも許可しないことを保証すべきである。

34. 非核兵器地帯は、条約加盟国によってなされた誓約の履行の効果的な検証を提供すべきであり、それはとりわけ、地帯内の全ての核関連活動に対する包括的なIAEA保障措置の適用を通してなされる。

35. (略)

36. 核兵器国は、彼らの側からは、関連議定書に署名し批准すると同時に非核兵器地帯に関する彼らの義務—非核兵器地帯の地位を厳格に遵守することを含む—を全て引き受けるべきであり、関連議定書に署名することを通じて、非核兵器地帯に属する諸国に対しては核兵器の使用もしくはその威嚇を行わないという拘束力のある法的義務に入るべきである。

37. 非核兵器地帯は平和目的のための核科学と核技術の利用を妨げるべきではない。(略)

D. 前にある道

38. 新しい非核兵器地帯を設立するために取られてきた多くのイニシアティブは、軍縮、軍備管理及び不拡散を促進する現行の国際的な努力におけるそうした地帯の重要性の明確な証拠である。

39. 全ての現存する非核兵器地帯はできる

限り早急に発効すべきである。(略)

40. 中東や中央アジアのような国連総会の全会一致による決議が存在する地域における非核兵器地帯の設立は、あらゆる大量破壊兵器のない地帯の発展と同様に、奨励されるべきである。

41. それらの諸国の共通の目的を促進するために、非核兵器地帯条約の加盟国・署名国の間での協調と協同を確保するための精力的な努力がなされるべきである。非核兵器地帯の構成国はまた、他の地域の諸国と経験を共有し、さらなる非核兵器地帯を設立しようとする諸国の努力を支援するために共に働くこともできる。

42~43. (略)

44. 公海自由の原則を含む国連海洋法条約の諸条項や他の適用可能な諸条約を侵害することなく、非核兵器地帯条約への加盟国・署名国間の政治的関係や協調は、全ての核兵器の廃絶という究極の目標の文脈で、とりわけ南半球とその隣接地域において、拡大され強化されることができるといえる。

45. 国際社会は、他の大量破壊兵器と同様に全ての核兵器から世界全体を解放するという究極の目標、そして、さらに大きく言えば、厳格で効果的な国際的管理の下での全般的で完全な軍縮という究極の目標の実現に向けた努力の一つとして、地球中で非核兵器地帯の創造を促進し続けるべきである。そうすることで将来の世代がより安定的で平和な環境で生きることができるといえる。

(訳: 吉田遼、ピースデポ)

における非核三原則の運用や6か国協議の検証議論を視野に入れたからである。これは、報告書の指針(第36文節)よりも発展している。

このように、私たちの検討によれば、提案されている(3+3)構想による北東アジア非核兵器地帯案は、国連報告書の精神に合致するものであると結論づけることができる。

(梅林宏道、吉田遼) 

注

- 1 たとえば梅林宏道「北東アジア非核兵器地帯の設立を求めるNGOの挑戦」(浅田正彦・戸崎洋史編「核軍縮不拡散の法と政治」所収、信山社、2008年)
- 2 その基本任務は、「軍縮分野におけるさまざまな問題について勧告を検討し作成すること、および、関連する軍縮特別総会の決定や勧告をフォローアップすること」(第10回特別総会最終文書[S-10/2]、第118文節)
- 3 報告書は1999年のUNDC報告書[A/54/42]の付録Iである。
<http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N99/132/20/PDF/N9913220.pdf?OpenElement>

核兵器解体 の検証へ

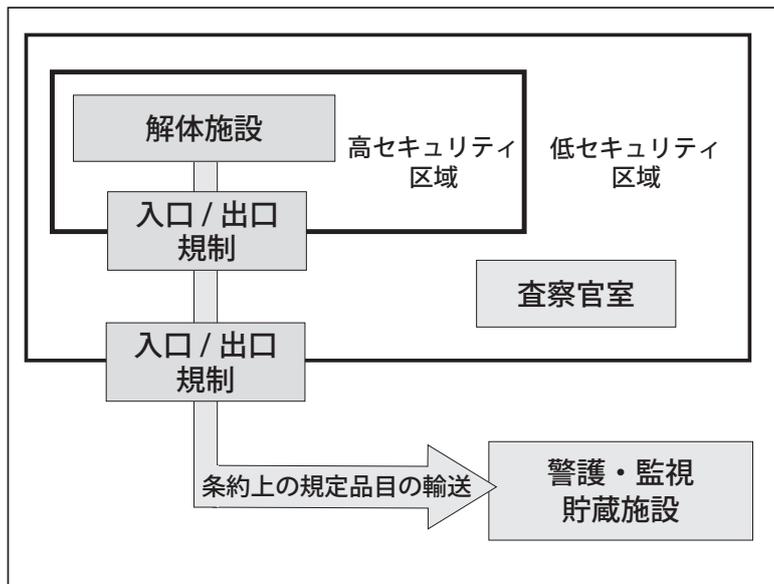
イギリス・ノルウェー・イニシヤチブ 非核兵器国も関与が可能だ

核兵器の解体の有効で客観的な検証方法を確立することは、核兵器のない世界を実現し、維持するための重要な前提条件である。従来、この問題に関しては、戦略兵器削減条約(START I)に基づく厳密な検証過程を経てきた米ロだけしか技術的経験を有していない。しかし、国際的に受け入れられる査察協定や技術を見いだすためには、非核兵器国も含め、国際社会が一致して核兵器解体の検証に取り組む必要が生じるであろう。

非核兵器国は関与できるか?

非核兵器国が核兵器解体の検証に関わるためには根本的な困難が伴う。核兵器に関する技術的知識や軍事情報を、非核兵器国と核兵器国の間で授受してはならないことが核不拡散条約(NPT)第1条、2条で規定されているからである。したがって、非核兵器国はそのような情報から遮断されたままで検証過程に関与できるのか、ということが問題になる。2007年以来、核兵器国であるイギリスと非核兵器国であるノルウェーが共同でこの問題に挑戦してきた。

実物大模擬「原子兵器研究所」施設の概念図



経過

2005年のNPT再検討会議で、イギリスは、核兵器の検証分野において他国政府と意見交換する機会を持つことへの関心を表明した。2007年初め、ノルウェーの4研究所¹と、イギリス国防省(MoD)及び非政府組織VERTIC²の代表が会合を持ち、核兵器解体の検証に関する協力について協議した。その結果、両国は、VERTICの支援で専門的な共同作業を実施することとなった。これは、核兵器国と非核兵器国がこの分野で協力する最初の試みである。両国は、2010年5月、それまでの3年間の共同作業に関する報告書³をNPT再検討会議に提出した。以下、その報告書を中心に共同研究の現状を紹介する。

「情報バリア」及び「アクセス管理」

核保有国の安全保障上の機密をまもり、非核兵器国に核の機密情報が漏洩しないよう、両国は2つのプロジェクトを開始した。

第1の「情報バリア」プロジェクトとは、非核兵器国査察官が、核兵器解体が行われる核兵器国の研究所に立ち入って査察を行うときに、核兵器から核爆発装置の取り外しなど規定された解体が実行されたことを機密情報に触れないで検証できるような「情報バリア」を築くシステムを開発するプロジェクトである。今回の実験の場合、プルトニウムの代わりにコバルト60(ガンマ線源)を入れた模擬爆弾を使用し、指定されたレベルの信頼性を持って放射線源を特定できる簡素で、安価な装置として、ゲルマニウム検出器と電子ユニットからなるガンマ線測定装置が試作された。

一方、「アクセス管理」プロジェクトは、核兵器国の核兵器(解体)施設という本来厳密な資格保持者しかアクセスできない区域に、非核兵器国の査察官を立ち入らせることを可能にする方法の開発を目指すものである。このプロジェクトにおいては、実地演習をすることを想定してその枠組み作りをすることにまず取り組んだ。VERTICが独立したオブザーバーとして協力し、イギリス・ノルウェー合同計画チームが枠組みを開発した。この枠組みは、関係する核兵器国と非核兵器国による目的や義務を定めた条約締結、及び両国の検証手順の合意という2つの基本要素からなる。

「アクセス管理」概念は実地演習のシナリオ⁴で理解すると分かり易い。シナリオでは仮想的な核兵器国「トーランド王国」(ノルウェーが演じる)と仮想的な非核兵器国「ルバニア共和国」(イギリスが演じる)が検証に関する仮想の「ポートランド条約」を締結する。条約においては初期申告で、トーランドが10発の仮想核爆弾の解体を表明する。その解体過程を検証するため、ルバニアの査察官がトーランドの核兵器複合体に入るのである。入って検証作業を行うために通常なら禁止されている区域をどのように「アクセス管理」概念を開発して実行に移すかが、このプロジェクトのテーマであった。

実際のシナリオでは、いきなり核兵器施設を訪問して検証作業を実施するのは問題があるとして、「習熟訪問」を行い、次に1個の核爆弾の解体作業を検証するため同施設への「モニタリング訪問」を行う。解体作業は、兵器の仮想の核兵器心臓部のピットが監視付きの貯蔵施設に置かれた時点で完了したとみなされる。

実地演習は、ノルウェーに実物大の模擬「原子兵器研究所」(概念図参照)を建設し、2008年12月に「習熟訪問」⁵、翌年6月に「モニタリング訪問」が行われた⁶。

図で分かるように、「アクセス管理」のために、核兵器国は高セキュリティ区域と低セキュリティ区域を区分して設け、水準の異なる規制、監視体制をとることによってNPT遵守と機密防衛を確保しようとしている。

教訓と課題

これまでのところ、イギリス、ノルウェーの共同作業は、「情報バリア」と「アクセス管理」の方法論を開発することによって、非核兵器国が協定を締結した上で核兵器解体の検証分野に参加できることを立証したと言えるであろう。その意味で、イギリス・ノルウェー・イニシャチブは画期的である。

しかし、実地演習は、セキュリティ・レベルの違う区域を行き来する情報、設備、および人員の動きを管理することの重要性、この過程を支援する手順の改良の必要性も明らかにした。共同開発された「情報バリア」は演習期間中、4回にわたり使用されたが、現在の装置は、兵器級プルトニウムの代用としたコバルト60の存在確認しかできず、核兵器国が騙そうとすれば対応できない性能のものである。検出できる物質の質と量の向上に向けて改良する必要があることも明らかになっている。(湯浅一郎、梅林宏道) **M**

注

- 1 エネルギー技術研究所(IFE)、ノルウェー国防研究機構(FFI)、ノルウェー地震観測所(NORSAR)、ノルウェー放射線防護委員会(NRPA)の4研究所。
- 2 イギリスの非政府組織「Verification Research, Training and Information Centre」の略称。
- 3 「イギリス・ノルウェー・イニシャチブ:核弾頭除去における検証研究」2010年NPT再検討会議作業文書41、2010年5月。NPT/CONF.2010/WP.41
- 4 「核弾頭解体の検証、過去・現在・未来」、VERTIC研究報告、2010年9月。www.tridentreplacement.net/node/2034
- 5 「核弾頭解体検証に関するイギリス・ノルウェー・イニシャチブ報告」、NPT第3回準備委員会、2009年5月。
- 6 http://cns.miis.edu/stories/090721_dismantlement_exercise.htm 及び「BBCニュース」2009年7月16日。
<http://news.bbc.co.uk/2/hi/europe/8154029.stm>

日米同盟の相対化なくして 「平和創造国家・日本」は可能なのか？

経過

8月27日、首相の私的諮問機関「新たな時代の安全保障と防衛力に関する懇談会」は「新たな時代における日本の安全保障と防衛力の将来構想—『平和創造国家』を目指して—」²（以下「10年報告」）を発表した。

現行の「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」（平成16年12月10日、安全保障会議決定・閣議決定）の見直しは、当初の予定では09年末に行われる予定であった。09年1月に自公連合政権下で形成された「安全保障と防衛力に関する懇談会」は、09年8月4日に報告書³（以下「09年報告」）を麻生首相（当時）に提出した、しかし総選挙での大敗を受けて麻生内閣はほどなく退陣し、9月16日には民主党・社民党・国民新党による連立政権が発足した。同政権は10月には「大綱見直し」作業の1年先送りを決定した。その見直し作業のための有識者提言として作られたのが「10年報告」である。

この間、社民党の離脱（5月30日）、鳩山内閣の退陣（6月4日）、6月8日には第1次管内閣が発足、と連立政権は大きく揺れた。「普天間基地問題」に見られるように、連立政権の安全保障政策は未だ手探りの状況にある。このような中で、「10年報告」が今年12月の「大綱見直し」に向けどのような提言を行うかが注目された。

「平和創造国家・日本」

「10年報告」は冒頭に、第二次世界大戦後の日本の「抑制的安全保障政策」を肯定的に評価した。そして、その上にたつて、より能動的に世界の平和に貢献することを目的に「10年報告」が提言したのが「平和創造国家」を日本のアイデンティティとすることである。

本報告書は…略…日本の安全保障及び防衛戦略を提示する。その基本的な方向は、日本が自国の平和と安全を守り繁栄を維持するという基本目標を実現しつつ、地域と世界の平和と安全に貢献する国であることを目指すべきだ、というものである。あるいは別の言い方をすれば、日本が受動的な平和国家から能動的な「平和創造国家」へと成長することを提唱する。日本は創意と工夫によって、国際安全保障において、今後大きな積極的役割を果たすことができるはずである。（「はじめに」、1p）

安全保障戦略としての「外交」

このような文脈は「09年報告」とも基本的に軌を一にするものである。しかし「09年報告」が「能動的」という時、それが「日米同盟強化」へと直接的に結びつけられていったのに対して、「10年報告」が、より多面的な取り組みによってそれを具体化することを重視していることには注目してよいであろう。「第一章 安全保障戦略」の「(2)日本自身の取り組み」においては、「防衛力整備」の前段に「①安全保障に関わる外交政策」として次のような提言が置かれている。

今日、一国の安全保障の手段としては、政府による外交及び軍事力といった伝統的な要素に加えて、経済力、文化的感化力といった要素が重要性を増し、それに伴って政府

だけでなく非政府的主体の役割が拡大し、外交や軍事力も伝統的な形態、役割だけでなく、非伝統的な形態としてパブリック外交（筆者注：相手国の国民に働きかける外交）や非戦闘的機能も重視されるようになってきている。さらに、外交・安全保障政策の場も、一国で行われる政策や二国間関係を基調としたものに加え、多国間関係、国際機関等での規範の形成や実行といった多層的、重層的な形態のものが顕著になっている。（11p）

この「外交によって軍事力を補完する」という発想は、オバマ政権の「協調戦略」と相通じるものである。市民参画によってその内実が豊富化されれば、安全保障の「脱軍事化」の方向性へも発展させうるものと評価することができよう。

行動志向のアプローチ

昨年9月、本誌は「09年報告」の提言に、次のようなきわめて危険な方向性が含まれていることを指摘した⁴。

- ①「現大綱」の言う「核の脅威」だけでなく、「弾道ミサイルによる脅威」に対しても米国の核の傘に依存して、核兵器の役割を拡大する可能性を示唆したこと。
- ②憲法解釈上違憲とされてきた「集団的自衛権の行使」を解禁し、米国に向かう弾道ミサイルの迎撃や、ミサイル警戒にあたる米軍艦船への警護を可能とするような法的措置の必要性を提言したこと。
- ③「専守守防政策」の意義の「明確化」と、「敵地攻撃」をも合法化することの検討を提言したこと。

「10年報告」は米国の拡大抑止への信頼を強調したが、抑止対象の拡大への言及はされていない。また「10年報告」は、日本は「米艦艇の防護や米国向けの弾道ミサイルの撃墜を、国益に照らして実施するかどうかという選択しづらい」ことを憂い、このような対応策に正面から向きあうことの重要性を強調した。（第四章「安全保障戦略を支える基盤の整備」、40p）。

同じような現状認識から憲法解釈変更や新法制論に進んだ「09年報告」のに対して「10年報告」は「行動志向アプローチ」とも呼ぶうる、次のような方法論を示した。

本懇談会が強調したいことは、憲法論・法律論からスタートするのではなく、そもそも日本として何をなすべきかを考える、そういう政府の政治的意思が決定的に重要であるということである。これまでの自衛権に関する解釈の再検討はその上でなされるべきものである。（第四章「安全保障戦略を支える基盤の整備」、41p）

拡大抑止と非核三原則

「10年報告」が示す米国の拡大抑止に対する見解は次のとおりである。

米国は、同盟国である日本に対して拡大抑止を提供している。それは通常戦力と核戦力の双方においてである。米国の日本に対する拡大抑止、特に核戦力による拡大抑止は、日本の安全のみならず地域全体の安定を維持するためにも重要である。それは究極的な目標である核兵器廃絶の

新たな時代の安全保障と防衛力に関する懇談会の構成員

(委員)

岩間陽子 政策研究大学院大学教授
佐藤茂雄 京阪電気鉄道株式会社代表取締役CEO 取締役会議長 座長
白石 隆 独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所所長 座長代理
添谷芳秀 慶應義塾大学法学部教授
中西 寛 京都大学大学院法学研究科教授
広瀬崇子 専修大学法学部教授
松田康博 東京大学東洋文化研究所准教授
山本 正 財団法人日本国際交流センター理事長

(専門委員)

伊藤康成 三井住友海上火災保険株式会社顧問 (元防衛事務次官)
加藤良三 日本プロフェッショナル野球組織コミッショナー (前駐米大使)
齋藤隆株式会社日立製作所特別顧問 (前防衛省統合幕僚長)

理念と必ずしも矛盾しない。米国の拡大抑止のコミットメントについて、その実効性を保証するため、米国任せにはせず、日米間で緊密な協議を行う必要がある。(第一章「安全保障戦略」・第3節「戦略と手段」・(3)同盟国との協力、13p)

非核三原則に関する見解がこれに続く。

なお、「持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則に関して、当面、日本の安全のためにこれを改めなければならないという情勢にはない。しかし、本来、日本の安全保障にとって最も大切なことは核兵器保有国に核兵器を「使わせないこと」であり、一方的に米国の手を縛ることだけを事前に原則として決めておくことは、必ずしも賢明ではない。(同)

非核三原則が、「一方的に米国の手を縛る」という認識は誤っている。米国の抑止力は、すでに寄港などに関係ない長距離攻撃能力に移行している。非核三原則は現実的に「米国を縛っていない」現実を忘れてはならない。

しかし、一面から見れば、この部分は「北東アジア非核兵器地帯」の議論を深める手がかりとして活用できる。「10年報告」は別の所で「多国間安全保障枠組みの活用」を提言している(後述)が、「北東アジア非核兵器地帯」とは非核三原則を一方的な政策から地域共通の規範へと変えることをとおして「核兵器国に核兵器を『使わせない』」ようにする多国間枠組みに他ならないからである。

「基盤的防衛力構想」と決別

「10年報告」は「日米同盟基軸」路線に立ち、「日米同盟」の実効性を高めるための諸施策を提言した。その内容は、2005年2月の日米安全保障協議委員会(2+2)で合意された「共通の戦略目標」と日米の「役割と協力」⁵と軌を一にするものである。04年に作られた「現大綱」は05年の日米合意をある程度先取りしつつも、それを具体化する観点は弱かったと「10年報告」は評価し、今なすべきは、05年合意を能動的に解釈し、「何をなすべきか」を主体的に考え実行に移すことであると提言した。「10年報告」は、その際に障害になるのが、最初の「防衛大綱」(1976年)で採用され、「現大綱」でも基本的に継承されている「基盤的防衛力構想」⁶であると断じ、同構想と決別して多様な事態が複合的に生起する「複合事態」への対応を念頭に置いた戦力構成と、即応性の高い「動的抑止能力」を日本は追求するべきであると提言した。(第二章 防衛力のあり方、18p)自衛隊が特に強化すべき分野としては「ISR (情報収集・警戒監視・偵察)能力、即応性、機動性、日米の相互運用」があげられた。(同、27p)。

平和諸原則の見直し

「10年報告」が「日米同盟」よりも多くの紙幅を裂いて論じているのが「(4)多層的な安全保障協力」(13~17p)であることは特筆するべきであろう。それは次の5つの層からなる。①パートナー国(韓国、オーストラリア、インド)との協力、②地域の安定にとって重要な新興国(中国、ロシア)への関与、③多国間安全保障枠組みの構築と活用…ASEAN地域フォーラム(ARF)やアジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP、日本は海上保安庁主体で中心的役割を果たしている)。④国連・グローバルレベルでの努力、⑤防衛装備協力・防衛援助。

一方では、危険な、もしくは議論の余地の大きい提言も行っていることを見逃してはならない。これらが「日米同盟」よりもむしろ「多国間協力」の文脈で強調されていることにも注目しておくべきであろう。

※防衛装備協力・防衛援助実効化のための「武器輸出三原則」の見直し。(16p)

※ISRを含む情報機能強化に伴う情報保全のための、秘密保護法制。(39p)

※グローバルレベルでの協力のための、国連PKO「参加五原則」の見直し。(41p)

※国際平和協力活動に関する基本的な性格を持つ、包括的かつ恒久的な立法。(42p)

「平和創造国家」の内実を市民社会から

「10年報告」は、次のようにも言う。

日本は平和憲法に基づき、他国の脅威にならない専守防衛政策をとり、国民もこれを基本的に支持してきた。また、日米安保体制の下、主として自衛隊が対外的な拒否的抑止力の機能を担い、懲罰的な抑止力については基本的に米軍に依存するという役割分担を維持してきた。さらに日本は、他の先進国には例を見ない事実上の武器禁輸政策を維持し、憲法解釈上、集団的自衛権は行使できないものとして、その安全保障政策、防衛政策を立案、実施してきた。ただし、こうした政策は、日本自身の選択によって変えることができる。(第一章「安全保障戦略」、10p。傍点は筆者。)

ここは「10年報告」が冒頭で前向きに評価した日本の「抑制的安全保障政策」を形作ってきた諸原則を、もはや時代の要求にマッチしないものとして、見直すことを呼びかけているものとも読める。このように「10年報告」は危険な議論を多々提起しているが、一方では、市民社会の参画によって良い方向に深めうる課題をも提起している。

「日米同盟」を安全保障政策の基軸に据えることにおいては、「10報告書」も「現大綱」や「09報告」とも変わるところはない。たしかに当面は、「日米同盟」を避けて通ることはできないであろう。しかし、それを絶対的な「基軸」としつつあることが、果たして「平和創造国家」への努力に貢献しうるのであるか。本格化する「大綱見直し作業」に向けて、市民社会はこう問いかけてゆかねばならない。(田巻一彦) 

注

1 www.kantei.go.jp/jp/singi/shin-ampoboue2010/. 委員構成は囲み。

2 www.kantei.go.jp/jp/singi/shin-ampoboue2010/houkokusyoyo.pdf

3 「安全保障と防衛力に関する懇談会」報告書。

www.kantei.go.jp/jp/singi/ampoboue2/200908houkoku.pdf

4 本誌第334-5号(09年9月1日)、第336号(9月15日)。

5 「日米共同発表」(05年2月19日)。

6 日本に対する軍事的脅威に直接対抗するよりも、自らが「力の空白」となって周辺地域の不安定要因とならないよう独立国として必要最小限の基盤的防衛力を保有する考え方。

真の脅威となる前に

最近、気になることのひとつは6か国協議の再開が遅々として進まないことだ。

中国が提唱したのは「3段階アプローチ」だった。つまり米朝協議を先ず行い、その後6か国協議予備会談を開いて本会議につなげる、というものである。これに対して米国の案は、南北関係の改善が進んだ段階で、米朝協議などの2国間協議を行って後、多国間協議を経て6か国協議の再開を目指す、というシナリオである。

中国案は中国と北朝鮮との会談後に示されたことから分かる通り、あくまで米国との直接交渉を期待する北朝鮮の真意が色濃く反映されている。一方、米国案は韓国や日本の北朝鮮に対する厳しい姿勢に配慮した、慎重すぎる程の過程が組み込まれている。後者に影を落としているのは、何といても今年の3月26日に起こった、韓国哨戒艦の黄海沖における沈没事件であろう。

この事件について、韓国政府は5月20日に北朝鮮製魚雷によるとの結論を公表し、7月9日には国連安全保障理事会が、間接的ながら北朝鮮を非難する議長声明を全会一致で採択している。北朝鮮はその関与を否定したものの、予想されていた程の対決姿勢を示すことはなかった。魚雷という物証を前にして、これ以上争うのは不利と考えたのかも知れない。

振り返ってみると08年10月11日、米國務省は検証問題について北朝鮮と合意し、いとも簡単にテロ支援国家指定を解除してしまった。それを受けて北朝鮮も核施設の無能力化を再開した。ところが検証に関する米朝合意は或る意味で杜撰(ずさん)なものであった。すなわち両者の合意は口頭での了解に過ぎなかったため、実際の試料採取などの重要問題について、やがて米朝の主張に食い違いが生じるようになり、08年12月の首席代表者会議による6か国協議の検証文書の作成は失敗に終わった。

順調に進んでいたかに見えた米朝会談を経た6か国協議が、なぜここに来て頓挫(とんざ)してしまったのだろうか。当時、この件に関するいろいろな報道がされたが、筆者は次のように憶測していた。一つは交渉の米側主役であったクリストファー・ヒル國務次官補が、米国在住の知人によれば風貌に似ず政治的野心の強い性格とのことであり、今回の交渉で大きな成果を挙げようと功を焦った結果、口頭了解という詰め甘さを生んだのではないか。もう一つは、末期のブッシュ政権が、米朝交渉でポイントを稼ぐことを急ぐ余り、ヒル次官補の報告に飛びついた可能性が大きかったように思えた。

いずれにしても、08年12月を最後として6か国協議は開かれなくなってしまった。その後は北朝鮮による人工衛星打ち上げ強行(09年4月5日)や安保理議長声明、北朝鮮外務省による6か国協議への不参加とそれまでの核施設無能力化の合意失効声明など、一時は事態の悪化が目立つばかりであった。そうした閉塞状況を打開しようと、議長国である中国の努力もあって、冒頭に述べたような米・中両国による提案が出されたというのが最近の情勢といえよう。ただ筆者の見方からすれば、殊に米・日・韓の対応がこれでいいのだろうか、との危機感めいたものを覚えるのである。つまり6か国協議の再開が遅れば遅れるほど、北朝鮮による核弾頭の小型化には拍車が掛かるに違いないからだ。

米国防情報局のメイプルズ長官は09年3月の上院国防委員会で、「北朝鮮は近く核弾頭を弾道ミサイルに搭載するのに成功するかもしれない」との証言を行っている。もしもそうなった時の6か国協議における北朝鮮の強気な出方はもちろん、日韓にとって真の「脅威」となり得ることを考えれば、徒らに慎重な対応のみに委ねている場合であろうか。



特別連載エッセー●49

つちやま ひでお
1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学。88年～92年長崎大学長。過去4回開かれた核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの前実行委員長。

被爆地の一角から

土山秀夫
(題字も)

日誌

2010.9.6~9.20

作成：塚田晋一郎、阿部恵美子

IAEA=国際原子力機関/NATO=北大西洋条約機構/NPT=核不拡散条約/START=戦略兵器削減条約

- 9月6日 セルジュコフ・ロ国防相とイスラエルのバラク国防相がモスクワで会談。軍事技術協力枠組み協定に署名。
- 9月7日 尖閣諸島周辺海域で海上保安庁の巡視船と中国漁船が接触する事件が発生。
- 9月6日 IAEAの天野事務局長、イラン核問題の報告書を35理事国に配布。同国が濃縮度20%のウランを22キロ製造している指摘。
- 9月8日 イランのアフマディネジャド大統領、IAEA報告書は米国からの圧力による「政治的行為」だと批判。
- 9月8日 日本政府、北朝鮮貨物検査特別措置法(5月成立)に基づき、核兵器や関連物資を押し日本に持ち込んだ場合は、非核3原則に反しないという見解をまとめていたことが判明。
- 9月9日 石垣海上保安部、尖閣諸島周辺で海保巡視船と接触した中国漁船の船長を、公務執行妨害の疑いで逮捕、送検。
- 9月10日 菅内閣、2010年版防衛白書を閣議決定。在日米軍の抑止力の必要性を強調。
- 9月13日 韓国国防部、海軍哨戒艦「天安艦」被撃事件合同調査結果報告書を公開。
- 9月13日付 米複数メディア、米政府がヘリ・戦闘機など最大600億ドル相当をサウジアラビアに売却する計画を議会へ通告する見通しと報じる。
- 9月14日 ゲーツ米国防長官、イラン核問題の解決に向けた最後の手段として、「軍事的選択肢」もあるとの考えを表明。
- 9月15日 ゲーツ米国防長官とセルジュコフ・ロ国防相が米国防総省で会談。国防相会合の年1回以上実施や実務会合の活性化で合意。
- 9月15日 ライス米国連大使、安保理会合で、各国に対しイラン制裁の徹底を求める。
- 9月15日 イランのソルタニエ大使、IAEA理事会で、日本の核物質の保管場所や正確な量を理事国に報告するよう、天野事務局長に要求。
- 9月16日 NATOのラスムセン事務総長、11月中旬にリスボンで開くNATO首脳会議にロシアを招待したことを明らかに。

<議員外も特別で招待>

映画「カウントダウンZERO」議員試写会

日時：10月20日(水)午後5時～

場所：衆議院第一議員会館 1階・多目的ホール

主催：核軍縮・不拡散議員連盟(PNND)日本

衝撃の映像で核の恐怖を描いた「カウントダウンZERO」(公式HP:<http://www.to-zero.jp/>)の国会議員向け試写会にご招待します(要予約)。ご希望の方はピースデポ事務局まで。



- 9月16日 米上院外交委員会、新START批准承認決議を賛成多数で可決。本会議での承認は11月の中間選挙後になる見通し。
- 9月16日 キャンベル米国務次官補、6か国協議再開の条件に、南北対話の再開と、北朝鮮の05年共同声明履行の意思表明を挙げる。
- 9月16日 アラブ諸国、イスラエルに対しNPT加盟などを迫る決議案をIAEAに提出。
- 9月17日 菅改造内閣発出。外相に前原前国土交通相が就任。岡田前外相は幹事長就任。
- 9月18日 ウォレン英駐日大使、長崎市の原爆資料館や爆心地公園を訪問。核兵器のない世界は「我々の一番大切な目的」と述べる。
- 9月19日 潘国連事務総長、イランのアフマディネジャド大統領と国連本部で会談。核開発疑惑の解明を求める声に応えるよう求める。
- 9月20日 IAEA年次総会、ウィーンで開幕(～24日)。

沖縄

- 9月7日 北沢防衛相、県軍用地等地主会連合会(土地連)の来年度の米軍用地賃料増額要求に対し、今年度比1%増で説得する意向を示す。
- 9月7日 県文化環境部、09年度の米軍機騒音測定結果を発表。22時～翌6時の月平均発生回数が嘉手納・普天間周辺で増加。砂辺は5倍に。
- 9月9日 モレル米国防総省報道官、米高官として初めて、オスプレイの日本配備を公言し、既に日本側にも伝達していると述べる。
- 9月9日 岡田外相、普天間の辺野古移設計画を決める次回の日米2+2までに、オスプレイ配備について県民に説明が必要と述べる。
- 9月9日 仲井真知事と関係市町村長、沖縄県米軍用地返還特別措置法(軍転法)に代わる恒久法制定を前原沖縄担当相に要請。
- 9月9日 嘉手納基地報道部、F15戦闘機18機が、グアム周辺洋上軍事演習「バリエント・シールド」(7～31日)に参加すると発表。
- 9月10日 2010年版防衛白書、普天間県外移設は事実上不可能と結論。
- 9月10日 政府、県との協議機関、沖縄政策協

- 議会を05年4月以来の再開。沖縄振興と基地負担軽減についての2部会を設置。
- 9月10日 外務省、県からのオスプレイ配備の事実関係の照会に対し、「まだ配備は決定していない」と返答。
- 9月10日 県議会、在沖米軍基地が全面返還された場合に、経済波及効果は現在の2.2倍になるとの試算を発表。
- 9月10日 沖縄警察署、米軍泡瀬ゴルフ場跡地から、沖縄戦中の米軍のものと思われる未使用弾が8日までに約9000個発見されたと発表。
- 9月11日付 沖縄防衛局、県議会に対し、復帰後に摘発された米軍人・軍属らの起訴件数を把握していないことを明らかに。
- 9月12日 統一地方選、投票。名護市議選では普天間移設反対の稲嶺市長支持の与党が定数27中16となり、過半数を占める。
- 9月13日 菅首相、名護市議選での普天間移設反対派が多数となったことを「一つの民意」としつつ、辺野古移設の方針を堅持。
- 9月14日 民主党代表戦、菅氏が当選。5月の日米合意を改めて推進する姿勢を示す。
- 9月14日 岡田外相とルース米駐日大使、グアム移設協定に基づき、10年度分の日本側負担約5億ドルの資金提供を明記した書簡を交換。
- 9月14日 岡田外相、オスプレイ配備が決定した場合、追加の騒音調査が必要との考えを示す。
- 9月14日 県、米軍機の騒音増加を受け、騒音軽減を日米関係機関に要請。
- 9月15日 仲井真知事、11月の知事選への出馬を表明。
- 9月15日 アーミーテージ元米国務副長官、知事選で伊波宜野湾市長が当選すれば、「辺野古移設は不可能になる」との見方を示す。
- 9月19日 防衛省、陸自定員を大幅増員する方針。沖縄配備は2020年までに南西諸島含め現在の10倍の2万人規模とする構想も浮上。

今号の略語

IAEA=国際原子力機関
 NPR=(米)核態勢見直し
 NPT=核不拡散条約
 START=戦略兵器削減条約
 UNDC=国連軍縮委員会

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場

アボリション・ジャパンMLに参加を

abolition-japan-subscribe@yahoogroups.jpに

メールをお送りください。本文は必要ありません。(Yahoo!グループのMLに移行しました。これまでと登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員：梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>、

塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、中村桂子<nakamura@peacedepot.org>、吉田遼<farawayalongway@yahoo.co.jp>

宛名ラベルメッセージについて

- 会員番号(6桁)：会員の方に付いています。
- 「(定)」：会員以外の定期購読者の方。
- 「今号で誌代切れ、継続願います。」：「誌代切れ、継続願います。」：入会または定期購読の更新をお願いします。
- メッセージなし：贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書：秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、朝倉真知子、阿部恵美子、岡本高明、塚田夢笙、津留佐和子、中村和子、野村彩夏、丸山淳一、吉田遼、土山秀夫、梅林宏道